



九州大学法科大学院と福岡少年院との教育連携についての協定書の調印式

九州大学法科大学院と福岡少年院は、この度、教育連携に関する協定を締結します。福岡少年院は、1938年に日本で4番目の少年院として設立されたことを沿革とする長い歴史を持っており、現在でも矯正教育の分野で基幹的な役割を担っている施設です。他方、九州大学法科大学院は、2004年の創設以来、西日本地区において法曹養成の中心的役割を担ってきており、2017年9月の六本松地区移転を契機として、大学の知的資源を生かした法曹養成や継続教育の一層の充実を図っています。

今般の連携は、法科大学院生に対する少年院におけるエクスターンシップの機会の付与や、少年院における矯正教育への法科大学院教員の関与などを通して、少年院と法科大学院とが互恵的な連携・協力関係の中で各々の教育を発展させる点に特徴を持っており、全国的にみても大変珍しい取り組みとなっています。

つきましては、3月27日（火）に調印式と今般の取り組みに関する説明を行います。

【調印式】

日時：2018年3月27日（火）11:00～11:10

会場：福岡市中央区六本松4-2-1 六本松421 3階

九州大学法科大学院 六本松記念室

調印者：福岡少年院 院長 齊藤 峰（さいとう たかお）

法科大学院 法科大学院長 堀野 出（ほりの いずる）

【メディア説明】

日時：2018年3月27日（火）11:10～11:30

会場：九州大学法科大学院 六本松記念室

説明者：大学院法学研究院 教授 武内 謙治（たけうち けんじ）



【お問い合わせ】

九州大学大学院法学研究院教授 武内謙治

電話:092-642-3180 FAX:092-642-3180

Mail:takeuchi@law.kyushu-u.ac.jp

福岡少年院首席専門官 岸川博二

電話:092-565-3331 FAX:092-564-1017